

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度
助成対象者募集要領

1 趣旨

愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生等（以下「大学生等」という。）の県内定着及びU I J ターン就職を促進するため、大学生等が卒業後、対象となる県内企業等に就職した場合に、愛媛県と県内企業等が出捐した基金により、奨学金の返還を助成することとし、助成対象となる大学生等を募集します。

2 助成金の交付要件

- (1) あらかじめ助成対象者として認定を受けていること。
- (2) 大学等を卒業若しくは修了した者又はその他大学等を卒業若しくは修了した者と同等の学歴を有すると知事が認める者であって採用した登録企業（本奨学金返還支援制度の趣旨に賛同し、愛媛県が創設した基金への出捐を確約する県内企業等であって、知事から認定を受けた企業をいう。以下同じ。）が奨学金の返還支援に対する出捐を行うことが適当と認める者であること。
- (3) 登録企業への就職状況等について、知事が別に定める期日までに適正に報告を行っていること。
- (4) 令和7年度に登録企業に正社員として採用され、助成金の交付申請を行う年度（以下「交付申請年度」という。）の9月末まで当該登録企業に継続して勤務していること。

※正社員とは、以下のいずれにも該当する労働者です。

- ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること
- ・労働者派遣法第2条第2号に定める「派遣労働者」として雇用されている者でないこと
- ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること（労働協約又は就業規則に規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること）
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する労働条件について長期雇用を前提とした待遇（正社員待遇）が適用されている労働者であること

※愛媛県内に主たる事業所を有していない登録企業に就職した者が、県外の事業所等で勤務する場合は、助成金の交付対象になりません。

- (5) 交付申請年度の9月末までの直近1年間分の奨学金の返還実績を有していること。
- (6) 他の自治体等による奨学金の返還支援に関する助成制度（えひめ人口減少対策総合交付金を財源とする助成制度を除く。）を利用していないこと。
- (7) 就職した登録企業が助成額の1/2を基金に出捐していること。

※登録企業の情報は、愛媛県のホームページからご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/page/5700.html>

3 助成内容

(1) 助成額

1年間の奨学金返還実績（10月分～翌年9月分）に応じて、年間返還額の2/3

又は16.8万円のいずれか低い額

(2) 助成期間

最大7年間

(3) 助成方法

交付申請に基づき、原則、各年度末（初回は令和8年度（2026年度）末）までに日本学生支援機構に助成額を支払います。

4 募集対象

(1) 募集対象は、次のいずれにも該当する者としてします。

ア 令和7年（2025年）3月に卒業又は修了予定の大学生等

イ 日本学生支援機構第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている者

ウ 令和5年度に愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者の認定を受けた者でないこと

エ 現に正社員として就職していない者

(2) 募集定員 50人（原則、先着順とします）

※助成金の執行見込等に応じ、定員を上回る人数を受け付けることもあります。

5 申請手続き

以下に記載する申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

◆申請フォーム <https://logoform.jp/form/XG6n/851735>

◆電子申請に必要な書類

以下の書類について、申請フォームから電子データ（PDFデータ又は画像データ）をご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 奨学生証（又はこれに準ずる書類）

イ 本人確認書類（1点）

（例）運転免許証（写）、保険証（写）、パスポート（写）等

▼本人確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を追加で提出してください。

（例）住民票（写）、賃貸契約書（写）、公共料金請求書（写）等

※本申請における「現住所」とは、「通学のための居所」又は「住民票の住所」とします。

【募集締切】令和7年2月28日（金）

6 助成対象者の認定

申請内容について審査を行い、適当と認められる場合は、助成対象者として認定し、文書により通知します。

※助成対象者に認定された場合、登録企業から情報提供を受けるために必要な情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、学校名、学部学科名、学年、就職希望分野等）を登録企業に提供する場合がありますのでご注意ください。

※助成対象者に認定された場合であっても、登録企業以外への就職を妨げるものではありません。

※登録企業への内定が決まっている方は、自身が助成対象者の認定申請を行っていること又は認定を受けていることを登録企業の人事担当者へお伝えください。

7 助成対象者認定後の流れ（予定）

(1) 就職した年度

就職した企業名や連絡先等について、県からの案内に従って、速やかに報告してください。（令和7年4月予定）

※報告の手続きについては、「5 申請手続き」で入力いただいたメールアドレス宛てにご案内しますので、必ず大学等卒業後も使用するメールアドレスを入力してください。

(2) 各年度1年間（前年10月分から当該年9月分）の奨学金返還を行った時点
各年度において知事が定める期日までに、申請を行ってください。

※申請の手続きについては、「5 申請手続き」で入力いただいたメールアドレス宛てにご案内します。

8 認定内容の変更手続き

認定内容に変更があった場合は、以下に記載する変更申請フォームへ必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

◆変更申請フォーム https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_henkou

◆電子申請に必要な書類（変更があった場合のみ）

以下の書類について、登録変更フォームから電子データをご提出ください。なお、後日、必要に応じて原本の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

ア 奨学生証（又はこれに準ずる書類）

イ 本人確認書類（1点）

（例）運転免許証（写）、保険証（写）、パスポート（写）等

▼本人確認書類の住所と現住所が異なる場合は、現住所が確認できる書類を追加で提出してください。

（例）住民票（写）、賃貸契約書（写）、公共料金請求書（写）等

※本申請における「現住所」とは、「通学のための居所」又は「住民票の住所」とします。

9 認定辞退の手続き

助成対象者は、次のいずれかの事由に該当した場合は、以下に記載する認定辞退フォームに必要事項を入力し、電子申請を行ってください。

(1) 令和7年度（2025年度）に正社員として登録企業に就職しなかったとき

(2) 登録企業を離職したとき

(3) 奨学金の貸与を取り消されたとき

(4) 奨学金の返還が免除されたとき

◆認定辞退フォーム https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_jitai

10 認定の取消し

助成対象者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことがあります。

(1) 「9 認定辞退の手続き」(1)から(4)の事由に該当する場合において、正当な理由がないにもかかわらず、認定辞退の手続きを行わないとき

(2) 就職する登録企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の経営の承継を目的として就業する場合など、助成対象者にとって同企業への就業の必然性が相当程度高いと認められるとき

(3) 登録企業への就職状況等について、正当な理由がないにもかかわらず知事が別に定める期日までに報告を行わないとき

(4) その他知事が不相当と認めるとき

11 問合せ先

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

TEL 089-912-2509

MAIL sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

奨学金返還支援制度の詳細は愛媛県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansienseido.html>